

第23回（平成28年11月8日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は手塚委員、大滝委員が御欠席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきまして、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第23回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は1つです。

「国際的な取組について（案）」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1をご覧ください。

7月29日の委員会におきまして、国際的な取組方針を御決定いただきました。こちらを踏まえまして、米国、EUと行ってきた対話の実績と当面の方向性につきましてまとめた資料でございます。資料に沿って説明いたします。

第1段落目は、7月29日の委員会におきまして、決定いただきました方針を抜粋しております。重要な部分につきましては下から4行目の真ん中ですが「米国、EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する。」と御決定をいただきましたので、これを踏まえまして、米国及びEUと対話を行っているところでございます。

第2段落目ですが「なお」書き以降は、基本方針におきましても、同様に国際的な取組方針の部分を策定していただきまして、閣議決定をされておりますので、こちらは紹介でございます。

その下でございますが「米国」を四角で囲んである部分につきましては、今までの米国との対話の実績をまとめております。定期的な会合を続けていくこと及び緊密に連携することの重要性について認識を共有しております。加えて、自国のステークホルダーとともに、APEC越境プライバシールール（CBPR）システムに関する周知活動及びAPEC加盟エコノミーに対する参加促進を協力して行っていくことで米国と一致をしております。

その枠の下、矢印でございますが、こちらは当面の方向性でございます。引き続きグローバルな展開を念頭に、個人データ移転の枠組みであるAPEC越境プライバシールール（CBPR）システムの活性化等の取組を米国とともに進めることを予定しております。

2ページをご覧くださいまして、こちらは「EU」の四角囲みの中が対話の実績でございます。「日EU間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し、その目標に向かって、日EU間で協力対話を続けていくことで一致している。」ところでございます。

矢印が当面の方向性でございます。引き続きグローバルな個人データ移転の枠組みとの連携も視野に置きつつ、以下の点を踏まえた議論を推進するとしております。

1点目でございますが「日EU間での個人データ移転は、改正個人情報保護法（独立機関である個人情報保護委員会の設置など）を前提として相互の個人データ流通が可能とな

る枠組みを想定するものとする。」としております。

2 点目ですが、また、EUにおいては、本年採択されたEU一般データ保護規則（GDPR）が平成30年5月に適用される予定でございますので、その運用に向けた動きについても、しっかりと注視をしていく必要があると考えております。

資料1は以上でございます。

資料2につきましては、未来投資会議の構造改革徹底会合の下に「第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション」会合という竹中平蔵氏が会長をしております会議がございまして、この場でEUとの対話の方向性につきまして説明をする機会がございますので、こちらで使用予定となっている説明資料でございます。

「目次」を見ていただきますと、「1. 日EU間の個人データの越境移転に向けた取組」、「2. 米国及びAPECとの円滑な個人データ流通に向けた取組」となっております。

1 ページ目ですが、こちらは総括として先ほど資料1で説明した内容と同様の内容を入れております。

1 つ目の矢印が相互の円滑なデータ移転が重要であるという点を示しております。

2 つ目の矢印におきましては、改正個人情報保護法を前提として、相互のデータ流通が可能となる枠組みを想定している点を示しております。

3 つ目の矢印におきましては、GDPRについてもEUと対等な対話をしていくという意味で、こちらにもGDPRについて動きを注視していく必要という点を示しております。

4 つ目の矢印につきましては、EUだけではなく、米国、APEC等との連携も視野に置きつつ、EUとの間で議論を推進していくことが重要であるという点を入れております。

2 ページ目以降におきましては、制度の説明になっておりまして、こちらはEUの個人データ越境移転に関するルールを紹介しております。基本的にEUから第三国に個人データを移転する場合につきましては①～④の方法をとる必要がございます。

3 ページ目におきましては、日本から外国の第三者への個人データ移転のルールを説明しております。こちらにもEUと同様の制度が整備をされているという説明でございます。

4 ページ目は、前のページで説明をした日EUの制度の仕組みを比べたものでございます。同様の制度が整備されているというものを1枚にまとめた資料でございます。

5 ページ目は、御案内のとおり7月29日に国際的な取組方針を御決定いただきまして、これに基づいて、EUと今まで対話を重ねてきた実績を紹介するページとなっております。

6 ページ目は「EU一般データ保護規則の規制内容の例」を示しております。EUの規則が比較的厳しいという点を説明する資料となっております。

7 ページ目は「オーストラリアが十分性決定を受けられなかった理由（2001年1月29条作業部会意見）」を説明する資料でございます。

8 ページ目は十分性認定のプロセスを説明しているものでございます。29条作業部会というEU加盟国のデータ保護機関で構成をされる部会なのですが、こちらでオーストラリアは否定をされて、十分性決定を受けられなかったということでございます。

9 ページ目は「A P E C C B P Rシステム」の資料でございます。

A P E C C B P Rシステムはマルチのデータ移転の枠組みでございまして、事業者が当システムの認証団体であるアカウントビリティーエージェントに個人情報の保護水準に問題がないと認められますと、その認められた事業者同士で越境の個人データ移転が可能となる仕組みでございます。こちらの紹介をしております。

10ページ目でございますが、こちらも7月29日の国際的な取組方針をもとに、今まで行ってきた米国との対話の実績を紹介している資料でございます。

以上、こちらが明日の未来投資会議で説明予定の資料でございます。

私の説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 御説明ありがとうございます。

説明にもありましたが、米国とEUとの間では対等な立場で相互の個人データ流通が可能となるような枠組みを構築することが非常に重要だと思います。7月29日の委員会決定以降、おおよそ月に1回のペースでそれぞれとの対話が行われてきており、双方の関係当局と当委員会が順調に関係構築を積み重ねているということで非常に順調だと思っています。この調子で引き続きしっかりと議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 特にEUとの関係ですけれども改正個人情報保護法を前提にということで、先ほども御説明を頂きましたので、そのとおりに進めることが重要であり、これから全面施行される改正法でもありますので、安易に規制強化とならないよう、その点は十分気をつけていかなければいけないと考えます。

EUの一般データ保護規則については、EU域内のデータ保護の統一ルールとしてということでしたけれども、新しい概念が入ってきておりますようですし、運用も含めてまだ詳細が明らかにされていない部分もありますので、引き続き緊密なコミュニケーションをとっていただいて、相互に情報交流を綿密にしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 今後、アジアの国々についても相当個人データの利用の重要性が高まっていて、日本との間で個人データの移転が増加する可能性があると考えております。アジアの国々に対しては米国との対話の中でも合意していますように、A P E CのC B P Rシステムへの参加を促すということが非常に大事だと思いますし、これは日本の企業にとっても利益になると考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 ビジネスに携わっている立場から考えますと、取引規模ということを考えてみましても、米国及びアジアとの連携が非常に重要であると思います。今、加藤委員からございましたけれども、APECのCBPRシステムの活性化に日本として積極的に取り組むことで、APECのエコノミーにおける個人情報保護委員会のプレゼンスを高めていくことは非常に有意義であると思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

御発言いただいた委員の御指摘のように、7月29日の委員会決定以降の動き、今後について様々な御発言を頂きましたが、当委員会としても、それを十分行っていると言うことができるかと思えます。

10月17日からですか、コミッショナー会議が開かれました。これについては、次回の11月15日の委員会で報告させていただきますけれども、その場におきまして、アメリカの関係者、EUの関係者とも直接話し合いをいたしましたし、アジアの幾つかの国の人たちとも交流しました。アジアでは特に来年香港でコミッショナー会議が開かれることになりまして、香港のコミッショナーは大変熱心で日本にも是非協力してほしいと言っていました。こちらはいろいろと協力をしますが、向こうにもいろいろ協力してほしいということで、交流を一層深めてまいりました。今後とも、様々な場を使って協力することをしていくことが必要だと思えます。

それでは、今回の資料1にあります「国際的な取組について（案）」を議案どおり決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

そういうことで決定していただきますと、未来投資会議でも説明をしていただいて、国内的にも理解をしていただくということでよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議の資料について、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、福浦総務課長からお願いいたします。

○福浦総務課長 次回ですが、11月15日の火曜日の10時半からこの会議室でお願いいたします。

資料については、ただいまの御決定のとおり取り扱います。

以上でございます。本日は誠にありがとうございました。